

# 令和7年度（2025年度）県南地域における職業体験研修事業業務委託仕様書

## 1 業務委託事業名

令和7年度（2025年度）県南地域における職業体験研修事業

## 2 目的

本県において、県北地域では半導体関連企業の進出が進む一方で、県南地域では企業進出が低調な状況にある。そうした中、高校生をはじめとする若年層の県南地域での就職率は低く、地域外へ就職する傾向が顕著となっている。また、県南地域の企業においても、人材確保の難しさが事業の維持・拡大への課題となっている。

本業務は、県南地域の企業の魅力を直接体感できるインターンシップ（以下「職業体験研修」という。）を通じて、若者の県内就職に対する意識を高め、県内就職率の向上を図るとともに、実際の業務内容や職場環境に対する理解を深めることで、県南地域の企業における人材確保にも寄与することを目的とする。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月17日（火）まで

## 4 対象

### （1）参加企業

県南地域（八代市、人吉市、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町及び苓北町で構成される地域）に本社及び支店等の事業所を有する企業（団体含む）

### （2）参加者

県南地域の高等学校に在籍する1学年及び2学年の生徒

## 5 委託業務

### （1）参加企業及び参加者の募集（連絡調整含む）

- ・参加企業及び参加者の募集に当たっては、人吉・球磨地域（人吉市及び球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町で構成される地域）において重点的に実施するものとする。
- ・参加企業及び参加者の募集内容・申込み方法を熊本県と協議して定め、申込みの受付や問い合わせへの対応を行うこと。
- ・参加企業及び参加者の募集に使用するチラシを作成し、熊本県が指定する期日までに電子データを納品すること。
- ・熊本県と連携し、企業や学校、市町村等への事業説明や連絡調整を実施すること。
- ・募集締切り後、参加企業及び参加者の管理及び連絡調整を実施すること。
- ・参加企業数及び参加者数は以下を目標とすること。

（参加企業数）10～20社

(参加者数) 30名以上

(2) 参加企業向け事前セミナーの実施

- ・職業体験研修の実施前に、参加企業を対象としたセミナーを開催すること。
- ・職業体験研修のメリットや最近の動向、参加者受入れに当たっての留意点、参加者のニーズを踏まえたプログラムの作成法等を参加企業に十分伝えることができる内容となるよう工夫すること。
- ・セミナーの会場及び内容は、熊本県と協議の上決定すること。
- ・参加費は無料（ただし、会場までの旅費や飲食費は自己負担）とすること。
- ・開催に当たって必要となるもの（機器・場所・ツール等）は受託者が準備すること。

(3) 職業体験研修の企画・運営

- ・参加企業と連携の上、職業体験研修を企画・運営すること。
- ・職業体験研修のプログラム作成に当たっては、参加企業に対し、実施手法や内容について、受託者の知見やノウハウ、参加者のニーズ等を踏まえた具体的な提案を行うとともに、参加者や市町村関係者等との連絡調整を行うこと。
- ・実施時期は県南地域の高等学校の夏季休暇期間を原則とすること。
- ・実行程は3日から5日間を基本とし、生徒の企業や地域に対する理解を深めるため、企業や地域の魅力発信、体験の振り返り等を行う時間を設けること。
- ・参加費は無料（ただし、実施場所までの旅費や飲食費は自己負担）とすること。
- ・参加企業及び参加者の相談に迅速かつ適切に対応できる体制を構築すること。
- ・職業体験研修を実施する上で参加者の十分な安全を確保するため、受託者負担により、傷害保険等へ参加者全員を加入させること。

(4) 事後アンケート調査の実施及び集計管理

- ・参加企業及び参加者への事後アンケート調査を実施し、集計及び分析結果を熊本県に報告すること。
- ・アンケート内容は受託者が作成し、熊本県と協議の上決定する。

6 業務の実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、実施内容について熊本県に協議しながら行うこと。
- (2) 受託者は、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (3) 委託業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて受託者に提供できること。
- (4) 受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。

7 業務進捗報告及び実績報告書の提出

- (1) 熊本県から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状

況を報告すること。

- (2) 受託者は、委託期間終了までの間に業務全体に関する振り返りを行い、次年度に向けた改善策等を提案すること。
- (3) 受託者は、委託期間終了までの間に実績報告書を熊本県企業立地課に提出すること。

## 8 委託費の支払い

熊本県は、業務の処理が完了した後、実績報告書の提出を受けて検査を行い、その内容が契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行うこと。

## 9 知的財産権等の取扱い

受託者が制作した成果物（電子データを含む）の著作権、出版権、使用权は、熊本県に帰属する。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決するものとする。